

# 山梨県公報

号外第四十八号

令和二年

十一月三十日

月 曜 日

## 目次

### 条 例

- 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例 ……………二
- 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 ……………二
- 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例 ……………三
- 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例 ……………三
- 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 ……………四

## 条例のあらまし

○ **山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第五十二号) (人事課)

- 1 一般職の県職員の期末手当の改定等に鑑み、特別職の職員に係る期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。
  - (一) 令和二年度十二月期の支給割合を一・六五五分に引き下げる。
  - (二) 令和三年度以降の六月期の支給割合を一・六七五分分に引き下げ、十二月期の支給割合を一・六七五分分とする。
- 2 この条例は、令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第五十三号) (人事課)

- 1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和二年十月二十一日付けの給与に関する勧告等に鑑み、期末手当について次に掲げる改正を行うこととし

- (一) 令和二年度十二月期の支給割合を一・二五五分に引き下げる。
- (二) 令和三年度以降の六月期の支給割合を一・二七五分分に引き下げ、十二月期の支給割合を一・二七五分分とする。
- 2 この条例は、令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第五十四号) (教育庁福利給与課)

- 1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和二年十月二十一日付けの給与に関する勧告等に鑑み、期末手当について次に掲げる改正を行うこととした。
  - (一) 令和二年度十二月期の支給割合を一・二五五分に引き下げる。
  - (二) 令和三年度以降の六月期の支給割合を一・二七五分分に引き下げ、十二月期の支給割合を一・二七五分分とする。
- 2 この条例は、令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第五十五号) (警察本部警務課)

- 1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和二年十月二十一日付けの給与に関する勧告等に鑑み、期末手当について次に掲げる改正を行うこととした。
  - (一) 令和二年度十二月期の支給割合を一・二五五分に引き下げる。
  - (二) 令和三年度以降の六月期の支給割合を一・二七五分分に引き下げ、十二月期の支給割合を一・二七五分分とする。
- 2 この条例は、令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和三年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第五十六号) (議会)

- 1 特別職の職員等の期末手当の改定に鑑み、県議会議員に係る期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。
  - (一) 令和二年度十二月期の支給割合を一・六五五分に引き下げる。
  - (二) 令和三年度以降の六月期の支給割合を一・六七五分分に引き下げ、十二月期の支給割合を一・六七五分分とする。
- 2 この条例は、令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、1(二)について

は、令和三年四月一日から施行することとした。

## 条例

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第五十二号

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部改正)

**第一条** 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和二十七年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

**第二条** 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例（令和元年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

**第四条** 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

### 附則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第五十三号

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

**第一条** 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項及び第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

**第二条** 山梨県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項及び第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

**第四条** 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

### 附則

(施行期日)

**第一条** この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)

**第二条** 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の期末手当については、この条例の施行の日から令和三年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

**第三条** 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 山梨県条例第五十四号

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

**第一条** 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

**第二条** 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

**第四条** 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

#### 附則

(施行期日)

**第一条** この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)

**第二条** 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員の期末手当については、この条例の施行の日から令和三年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例第二十二條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

**第三条** 前二條に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 山梨県条例第五十五号

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

**第一条** 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項及び第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

**第二条** 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十條第一項及び第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

**第四条** 山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

#### 附則

(施行期日)

**第一条** この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)

**第二条** 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第二

号に掲げる職員の期末手当については、この条例の施行の日から令和三年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例第三十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

**第三条** 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第五十六号**

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

**第二条** 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

**附 則**

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。